平成２９年（フ）第６９５号
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番135―202号、開始決定時の住所大阪府大阪狭山市東池尻２丁目1247番地の４
破産者　喜田　善幸
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７５５号
神戸市東灘区御影本町８丁目３番19号　マイクンさつき　102号
破産者　村井　太介
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０９号
兵庫県宝塚市中野町14番31号、前住所大阪市北区兎我野町５番15号　商都ビル　101号室
破産者　前　康二郎
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２５６号
兵庫県川西市花屋敷１丁目７番17号
破産者　坪田　文子
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２７５号
兵庫県川辺郡猪名川町松尾台３丁目４番地67
破産者　山森　悠史
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第５７０号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目５番１―405号
破産者　橋本　祐樹
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７９号
香川県丸亀市飯山町真時673番地１　ハイツ西幹線Ａ―２号（開始決定時の住所　香川県丸亀市富士見町２丁目９番５号）
破産者　三谷　昭南
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第４２５号
熊本市北区明徳町1370番地１　明徳住宅５号棟、前住所熊本市北区清水本町10番83号Ａ―１
破産者　佐藤　三郎
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４２６号
熊本市北区明徳町1370番地１　明徳住宅５号棟、前住所熊本市北区清水本町10番83号Ａ―１
破産者　佐藤真津美
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９１号
北海道岩見沢市幌向南２条４丁目378番地41
破産者　氏家　俊子（旧姓塚田）
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第８５号
宮城県仙台市青葉区小松島４丁目20番９号サニープレイス小松島Ⅱ101、旧住所岩手県奥州市水沢区字高屋敷182番地２
破産者　三浦　純二
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１９３号
秋田市土崎港西３丁目２番７―１号
破産者　福島　進二
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５２号
静岡県沼津市下香貫藤井原1622番地の１
破産者　磯　　浩
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３１５号
大津市におの浜３丁目２番７―1007号
破産者　辻　　良子
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２５号
兵庫県西宮市南甲子園２丁目４番７号
破産者　松本　　豪
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４８号
広島県福山市水呑町2657番地９
破産者　今岡　洋子（旧姓鍔井）
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１９０号
佐賀市松原４丁目２番20―707号、破産手続開始決定時の住所佐賀県小城市小城町611番地12
破産者　山岡健二郎
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係